

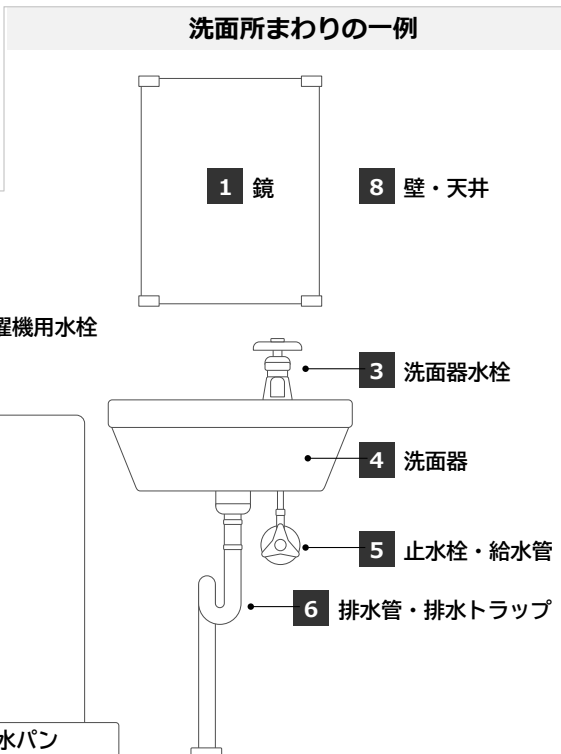
- ・東京都が費用を負担する修繕 → 「東京都負担」
- ・みなさんに費用を負担していただく修繕 → 「みなさん負担」

※費用区分が「東京都負担」である場合でも、みなさんの責任による破損等の修繕費用は「みなさん負担」となります。

- 下記の項目は、日常発生しやすい修繕の費用負担の区分です。
- 住戸のタイプにより、設置されている設備内容が異なる場合があります。
- 図示にない設備の負担区分はお問い合わせください。

洗面器	4	壁、天井	8
<ul style="list-style-type: none"> ・洗面器が脱落した、取付不良 = 東京都負担 ・洗面器にヒビがはいった、割れた = みなさん負担 ・洗面器用ゴム栓の鎖が切れた、ゴムが減って水がたまらない = みなさん負担 		<ul style="list-style-type: none"> ・壁、天井の塗装がはがれたので塗り直したい = みなさん負担 ・壁、天井の結露によるカビの清掃・補修 = みなさん負担 ・モルタル等の脱落補修 = 東京都負担 	

鏡	1
<ul style="list-style-type: none"> ・カガミが割れた、はずれた = みなさん負担 	



洗濯機用水栓、洗面器水栓	2	3
<ul style="list-style-type: none"> ・水栓が破損した水が止まらない、水が漏れる = みなさん負担 ※接続ホースは みなさん負担 		

止水栓、給水管	5
<ul style="list-style-type: none"> ・止水栓、給水管から水が漏れる = 東京都負担 	

排水管・排水トラップ・排水口	6	7
<ul style="list-style-type: none"> ・排水のつまり、流れない、あふれる = みなさん負担 ・排水管・排水トラップから水が漏れる = 東京都負担 ※排水ホースは みなさん負担 		

洗面化粧台	9
<ul style="list-style-type: none"> ・洗面化粧台が破損した、割れた、扉がとれた = みなさん負担 	

◆水の止め方◆

メーターのところにある止水栓、または洗面器の下にある止水栓を矢印の方に回すと水が止まります。（時計回り）

